

注 意 事 項

- ◎ 掲載する広告原稿を必ず添付してください。
- ◎ 広告は次のいずれの要件にも該当しない場合に限り、掲載することができます。
- (1) 公共性を損なう恐れのあるもの
 - (2) 政治又は、宗教に関するもの
 - (3) 個人、団体などの意見広告を内容とするもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業に関するもの
 - (6) 誇大表示、不当表示、その他表現方法などが不適切なもの
 - (7) 法律で禁止され、あるいは法令に抵触する恐れのあるもの
 - (8) そのほか、町長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- ◎ 広告掲載料は、町から送付される納付書に明記されている期日までに一括前納してください。なお、広告掲載料は還付いたしません。但し、上ノ国町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、還付いたします。
- ◎ 広告掲載料について下記の通りです。
- | | | | | |
|-----------------------------------|-------|--------|-------|--------|
| 47 [㍷] ×180 [㍷] | 町内事業者 | 2,000円 | 町外事業者 | 4,000円 |
| 47 [㍷] ×89 [㍷] | 町内事業者 | 1,000円 | 町外事業者 | 2,000円 |
| 10 [㍷] ×140 [㍷] | 町内事業者 | 500円 | 町外事業者 | 1,000円 |
- ◎ 編集作業上、支障が生じた場合は協議の上、掲載希望号の変更や位置を変更させて頂く場合があります。
- ◎ 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。また、校正漏れによる内容の不備については、町はいかなる補償も行いません。校正は慎重に行うようお願いします。
- ◎ 広報誌の広告の刷り色は下記のとおり、2色です。あらかじめご了承ください。
- 4～6月号「緑色」と「黒」、7～9月号「青色」と「黒」、10～11月号「茶色」と「黒」
12月号「赤色」と「黒」、1月号「紅色」と「黒」、2～3月号「橙色」と「黒」
- ◎ 原則として原稿は、紙媒体またはウィンドウズ対応ファイルで提出願います。
- ◎ 町では、過去の広告データの保管を補償しません。提出の際は、データ等をコピーをしていただき、自己責任で必ず保管してください。なお、過去の広告データを再掲載する場合は、原則原稿を再提出していただきます。